

《記入例2》

退職等により、未徴収税額（令和7年5月までの分）を一括徴収する場合

年税額75,000円の人が令和7年2月28日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円

徴収済額(イ)50,200円

最後に給与を支払う月の額 5月までの残りの額

未徴収税額(ウ)24,800円

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和7年2月1日提出

所在地 〒412-8601 御殿場市秋原483番地
フリガナ ゴテンバシコウ
氏名又は名称 御殿場振興 株式会社

特別徴収義務者 御殿場市長

特別徴収義務者指定番号 7000011

宛先番号

担連 所属 人事部 給与担当

当給氏名 氏名 みくや 花子

者先 電話 0550-82-4129 内線()

フリガナ ハギワラ サブロウ

氏名 秋原 三郎

生年月日 昭平38年2月2日

個人番号 987654321098

受給者番号 A-123

1月1日現在の住所 御殿場市御殿場1-2-3

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) (ア) 75,000円

徴収済額 (イ) 50,200円

未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 24,800円

異動年月日 R7年 1月 28日

異動の事由 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収義務者指定番号 (新地) 法人番号

所在地 〒

フリガナ

氏名又は名称

担当 所属
担当者連絡先 氏名 電話

内線()

新しい勤務先へ、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否 (新地の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合
1. 異動が令和6年12月31日までに、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 2月25日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 24,800円

左記の1一括徴収した税額は、2月分(翌月10日納入期限分)納入します。

3. 普通徴収の場合
1. 異動が令和7年12月31日までに、一括徴収の申出がないため
2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市町村処理欄

1. ()月済()期退職()普徴収
2. ()月済()月退職()一括徴収
3. ()月済()月()へ転

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

※一括徴収に切り替える場合は、納入書の再発行を行っていません。納入書の使用方法については、8・9ページをご覧ください。徴収額変更後の納入書を希望される場合は、欄外余白に赤字で「納入書希望」と記入していただくか、電話等にてお申し付けください。

残額を一括して納入する場合は「2. 一括徴収の場合」欄に、該当する番号を必ず記入してください。

●一括徴収のお願い
1月1日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。また、1月1日以前の退職でも、本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。